相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区谷中三丁目九三番地、最後の住所東京都武蔵村山市三ツ藤一丁目四八番地の七　被相続人　亡　野﨑　彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十日

東京都立川市緑町七番地のニサンクタス立川Ｔ１南立川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永淵　慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区平和台二丁目三五番、最後の住所東京都練馬区平和台二丁目三五番一五―一〇五号　被相続人　亡　赤坂　英樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十日

東京都中央区銀座三―八―五銀商ビル四階

緑川由香法律事務所

相続財産管理人　弁護士　緑川　由香

（登録姓　大井川）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区石神井町三丁目一二一一番地、最後の住所東京都練馬区石神井町六丁目一二番三号阿部方　被相続人　亡　三浦　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十日

東京都千代田区丸の内二丁目五番二号三菱ビル九六四区千代田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　千代田有子

（登録姓　中嶌）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目七九八番地、最後の住所東京都武蔵野市緑町二丁目三番Ｂ三―七〇九号　被相続人　亡　長田　聰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀　麦枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市灘区青谷町四丁目四番、最後の住所東京都葛飾区金町二丁目二番二二号栗原方　被相続人　亡　池川　惠三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十日

事務所東京都千代田区二番町九番地八中労基協ビル三階紀尾井町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　信行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区桜台五丁目一二番、最後の住所東京都練馬区桜台五丁目一二番一一号　被相続人　亡　鈴木ハツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十日

東京都港区虎ノ門三丁目一〇番四―八一〇号山口雅主法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　雅主

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区六本木一丁目一七番地、最後の住所東京都日野市程久保六五〇番地高幡台団地四一―二〇六　被相続人　亡　亀田みどり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十日

東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県鹿足郡津和野町吹野二三番地、最後の住所東京都豊島区南長崎五丁目二六番九号第五足立コーポ一〇一号　被相続人　亡　大庭　英昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十日

事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区七島町一三八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　さだ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十日

横浜市中区山下町七〇―三　三井住友海上横浜ビル七階

相続財産管理人　弁護士　安富　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県可児郡御嵩町中一三七八番地、最後の住所岐阜県岐阜市加納花ノ木町八七番地花ノ木ビル三〇三号室　被相続人　亡　平井喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十日

事務所岐阜県可児市広見一丁目一七番地大晃ビル二階　平井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平井　治彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区銀座七丁目三番地四、最後の住所静岡県伊東市富戸一三一七番地の一三七八　被相続人　亡　井上　泰一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十日

静岡県沼津市御幸町一九番五号　香陵ハイツ四〇二

相続財産管理人　弁護士　安本　晋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市長堂一丁目五六番地、最後の住所大阪府東大阪市長堂一丁目一四番二〇号　被相続人　亡　南谷　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十日

大阪市中央区北浜二丁目三番六号北浜山本ビル七階

相続財産管理人　弁護士　千葉　康平

第138期決算公告　平成25年12月10日

東京都文京区大塚三丁目11番6号

大日本図書株式会社

取締役社長　波田野　健

貸借対照表の要旨（平成25年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,455,287
	固定資産	5,442,500
	合計	8,897,787
負債及び純資産の部	流動負債	349,295
	固定負債	2,510,389
	株主資本	6,038,103
	資本金	90,000
	資本剰余金	8,183
	（資本準備金）	(8,183)
	利益剰余金	5,939,920
	（利益準備金）	(22,500)
	（その他利益剰余金）	(5,917,420)
	（うち当期純損失）	(214,459)
	合計	8,897,787